

危険な空家等の 除却費用を補助します！

補助を受けるには、事前調査を受ける必要があります！

事前調査申込に必要な書類

- (1) 特定空家等調査申込書
- (2) 位置図
- (3) 敷地内の配置図
- (4) 建物の平面図
- (5) 現況写真

事前調査申込期間

7月1日（火）～9月30日（火）
※土日、祝日を除く

事前調査申込場所

- ・山鹿市役所 都市整備課（本庁2階）
- ・各市民センター

補助の対象となる空家等

- (1) 倒壊、外装材の落下等により、近隣住民及び道路等に影響を及ぼす可能性があるもの
- (2) 空家等に係る一切の権利及び権限について、その疑義が解決しているもの
- (3) 空家等になり、1年以上経過したもの

補助の対象者

空家等の所有者等であって、市税を滞納していない方

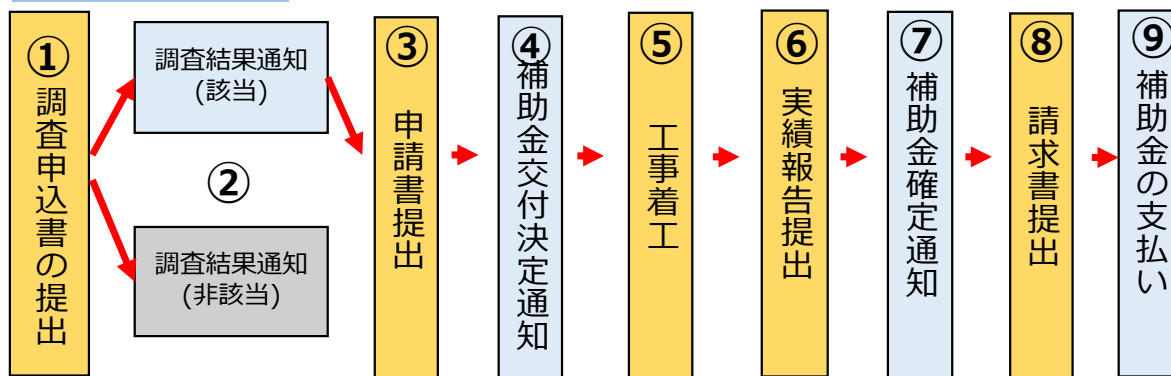
補助の対象となる経費

空家等の除却工事(当該工事に係る廃棄物の処理を含む)
ただし、公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となる補助対象特定空家等の除却工事を除く。

補助金の額

- (1) 補助率：補助の対象となる経費の2分の1以内（1,000円未満切捨）
- (2) 補助限度額：60万円

手続きの流れ



問い合わせ先：山鹿市役所 都市整備課 0968-43-1591